

陸上貨物運送業における荷役作業の安全対策に関する検討会設置要綱

(目的)

陸上貨物運送事業（以下「陸運業」という。）における労働災害は、死亡災害は、交通事故による災害の減少に伴い、令和2年に87人と過去最少となるなど、着実に減少傾向にある一方、死傷災害（休業4日以上労働災害）は、第13次労働災害防止計画期間中に約10%増加するなど、近年増加傾向が継続している。加えて、災害発生率を示す死傷年千人率（年間の千人当たりの災害発生件数）も8.94と、全産業の2.33と比べ約4倍と極めて高い水準にある。

こうした陸運業における労働災害の約7割は荷役作業時に発生しており、またその約7割が荷主、配送先等で発生していることから、すでに厚生労働省では、平成25年に「陸上貨物運送業における荷役作業の安全対策ガイドライン」（平成25年3月25日付け基発0325第1号。）を策定し、当協会においても関係事業者による普及及び定着を図ってきたところである。

しかしながら、陸運業における労働災害がなお増加している現状を踏まえ、特に荷役作業における労働災害を防止するため、学識経験者、労使代表者等による検討会を設置し、今後の安全対策のあり方について検討することとする。

(検討事項)

陸運事業者及び荷主、配送先等の事業者等に対する荷役災害防止に関する以下の事項を中心とした検討を行う。

- (1) 荷役作業における安全対策のあり方に関すること
- (2) 荷役作業に従事する者や安全管理を担当する者等の人材育成に関すること
- (3) 荷役作業における安全意識の高揚のための支援に関すること
- (4) その他荷役作業における安全対策に関すること

(委員)

- (1) 本検討会は、学識経験者、陸運業労使及び関係団体の委員により構成する。
- (2) 委員の任期は、第1回検討会開催日から令和4年7月末日までとする。

(座長)

本検討会には座長を置き、座長は参集者がその互選により選任する。また、座長は検討会の議事を整理する。

(意見聴取)

本検討会は、必要に応じ参集者以外の者に出席を求め、意見を徴することができる。

(公開)

本検討会は、原則として公開する。ただし、個人情報、企業の秘密に係る情報を取り扱う場合などにおいては非公開とすることができる。

(検討スケジュール)

本検討会のスケジュールは以下の通りとする。

- ・ 第1回検討会(12月)
- ・ 第2回～第5回検討会(1月、2月、3月)
中間報告書とりまとめ(3月)
- ・ 第6回～8回検討会(4月～6月)
最終報告書とりまとめ(6月)